

平成29年12月
飛騨市役所 総務部管財課

測量・設計等業務における前払金の適用金額引下げについて

このことについて、平成30年1月1日から施行し、同日以後に入札公告または指名通知をする委託業務から、以下のとおり取扱いを改めることとしました。

1. 改正の目的

請負業者の円滑な資金運用に資するため前払金の事務取扱要綱の一部を改正します。

2. 改正の内容

前払金の対象となる契約金額を「1,000万円以上」から「200万円以上」に引き下げます。

3. 関連要綱等

「飛騨市前払金の事務取扱要綱」